

報道関係者 各位

平成 27 年 11 月 20 日  
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
<担当・内線>  
監視安全課  
室長 三木 朗 (2495)  
専門官 塩川 智規 (4241)  
係長 齊藤 恵子 (2454)  
企画情報課  
課長補佐 堀 裕行 (2448)  
<代表・直通電話>  
03-5253-1111 (代表)  
03-3595-2337 (監視安全課直通)  
03-3595-2326 (企画情報課直通)

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく  
食品の出荷制限の解除  
(原子力災害対策本部長指示)

本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた以下について、出荷制限の解除を指示しました。

- (1) 青森県青森市、十和田市及び鱒ヶ沢町において採取された野生のキノコ類(ナラタケに限る。)
- (2) 長野県小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町及び南牧村において採取された野生のキノコ類(マツタケに限る。)
- (3) 宮城県沖(※1)において漁獲されたスズキ

1 青森県に対し指示されていた出荷制限のうち、青森市、十和田市及び鱒ヶ沢町において採取された野生のキノコ類(ナラタケに限る。)について、本日、出荷制限が解除されました。

- (1) 本日付けの原子力災害対策本部から青森県への指示は別添 1 のとおりです。
- (2) 青森県の申請は別添 2 のとおりです。

2 長野県に対し指示されていた出荷制限のうち、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町及び南牧村において採取された野生のキノコ類(マツタケに限る。)について、本日、出荷制限が解除されました。

- (1) 本日付けの原子力災害対策本部から長野県への指示は別添 3 のとおりです。
- (2) 長野県の申請は別添 4 のとおりです。

3 宮城県及び岩手県（※2）に対し指示されていた出荷制限のうち、宮城県沖（※1）において漁獲されたスズキについて、本日、出荷制限が解除されました。

（1）本日付けの原子力災害対策本部から宮城県への指示は別添5のとおりです。

（2）宮城県の申請は別添6のとおりです。

（3）本日付けの原子力災害対策本部から岩手県への指示は別添7のとおりです。

（4）岩手県の申請は別添8のとおりです。

※1 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域

※2 岩手県に対する出荷制限の指示は、宮城県沖のうち、岩手県の陸地の一部に接する海域が含まれるため。

4 なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

【参考1】 原子力災害対策特別措置法 一抄一  
（原子力災害対策本部長の権限）

第20条 （略）

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3～10 （略）

【参考2】

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部：最終改正 平成27年3月20日）